

判決年月日	平成16年3月23日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第4部
事件番号	平成15年(行ケ)43号		(旧 第18民事部)

特許法167条に違反する無効審判請求であるとした審決の判断を支持した事例

平成1年2月10日(優先権主張1988年5月31日)の国際特許出願に係る本件特許第2605154号「金属触媒担体を膠着しろう付けする方法」は、平成9年2月13日に設定登録された。本件特許に関し、先の無効審判(平成11年審判第35024号)が請求され、特許庁は、請求項1ないし8に係る発明についての特許を無効とする、請求項9に係る発明について審判請求は成り立たないとの審決をし、確定、登録された。先の無効審判請求人であった原告は、再度、請求項9に係る特許を無効とする、との審決を求めて、無効審判を請求した(無効2002-35031号)。特許庁は、この無効審判の請求を却下するとの本件審決をした。その理由は、本件無効審判の請求は、特許法167条に違反するもので不適法である、というにある。原告が、本訴においてこの審決の取消しを請求したのに対し、本判決は、一般技術常識を証明すべき証拠を、同一の事実に基づく後の審判において提出することは許されず、上記一般技術常識を証明するにすぎない技術文献を新たな証拠とすることはできないとした本件審決の判断に誤りはない、として、原告の請求を棄却した。